

土地の所在

高松市下田井町字滝ノ本  
121-1、122-1、122-2、122-4  
および地先水路

# 土地利用計画図

開発許可  
年月日

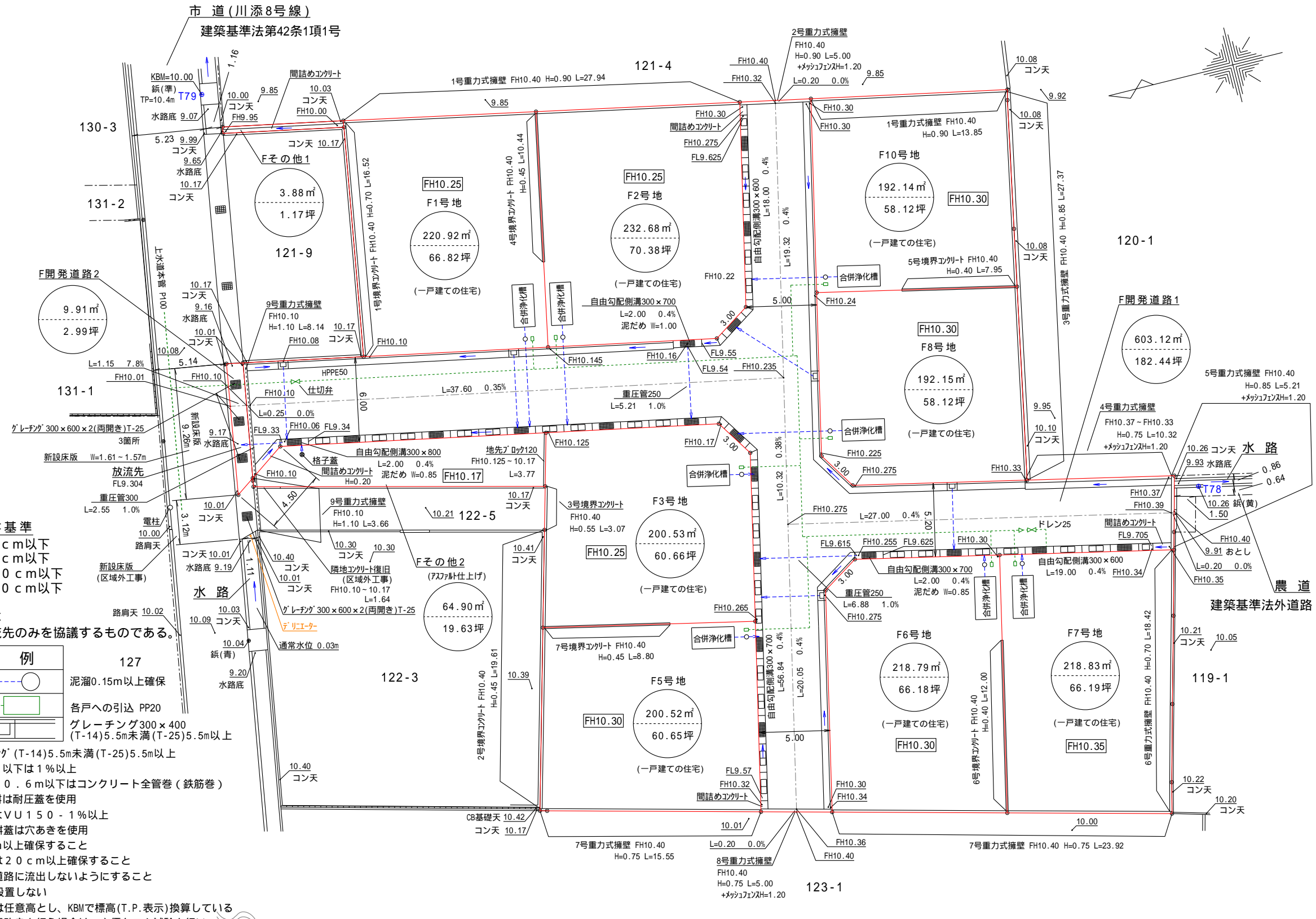
第 令和  
R5-76 5年  
号 10月  
19日

申請者

株式会社  
ロータリーハウス・ルーツ  
代表取締役 増元 竜彦

作成者  
住所・氏名

高松市春日町1643番地9  
行政書士 石井 正志



高松市宅内樹基準

300	深さ80cm以下
350	深さ90cm以下
400	深さ100cm以下
450	深さ120cm以下

\* 開発に関する協議は  
最終樹から一次放流先のみを協議するものである。

凡	例
雨水	泥溜0.15m以上確保
給水	各戸への引込 PP20
L型側溝・集水樹	グレーチング300×400 (T-14)5.5m未満 (T-25)5.5m以上

自由勾配側溝「グレーチング」(T-14)5.5m未満 (T-25)5.5m以上  
 宅内管勾配 - 150以下は1%以上  
 車両通行部分で土被り0.6m以下はコンクリート全管巻(鉄筋巻)  
 車両通行部分の宅内樹は耐圧蓋を使用  
 L型側溝集水樹枝管はVU150-1%以上  
 表面水をとる場合、樹蓋は穴あきを使用  
 クリアランス10cm以上確保すること  
 宅内排水管の土被りは20cm以上確保すること  
 宅内の水及び土砂が道路に流出しないようにすること  
 電柱を開発道路内に設置しない  
 図面内の高さの表記は任意高とし、KBMで標高(T.P.表示)換算している  
 各種固化材による地盤改良を行う場合は、六価クロム試験を行い、  
 試験報告をすること  
 検査時、開発区域界が分からない部分は、金属錐等で区域を明示する  
 合併浄化槽の処理水は宅内最終樹を経由して放流すること。

本開発区域に隣接して本開発許可の完了広告日から5年以内に開発行為を行う場合  
及び本開発区域内の公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議すること。  
南側農道水路とは接続しない

(施工業者の皆様へ) 施工前に地下埋設物の調査を行ってください。  
施工にあたり技術的な問題がある場合は協議して指示を受ける事  
施工時には必ず接続申請等の必要手続きを行ってください

縮 尺 1/300